

米国の AIA Technical Corrections Act の特許期間調整規則(35 USC § 154(b))の改正に伴い、特許期間調整(Patent Term Adjustment)制度に重要な変化をもたらす臨時の最終規則が 2013 年 4 月 1 日に公示されました。

この規則は即日(2013 年 4 月 1 日)発効し、2013 年 1 月 14 日以降に付与された全ての特許に適用されます。

主な変更点は以下の3点です。

1. 特許期間調整(Patent Term Adjustment)算出の起算日について

米国への PCT 国内移行出願における特許期間調整の計算の起算日は、A-delay について、従来は 35 U.S.C. § 371 の要件を充足した日であったため、実際に出願した日よりも後になるケースがありましたが、改正により 35 U.S.C. § 371 に基づく米国国内移行段階開始日になりました。従って 2013 年 1 月 14 日以降に発行された特許は旧法よりも長く特許期間が延長される可能性があります。

(例：発明者宣誓書提出の遅れによる、特許期間調整における出願人の不利益がなくなります。)

A-delay とは、「USPTO は出願から 14 か月以内に拒絶理由または特許許可通知を発行する」等の原則の期日の遅延のこと。

2. 特許期間調整(Patent Term Adjustment)の決定の通知について

特許期間調整の公式の通知は特許証でなされます。

Notice of Allowance での通知は廃止され、Issue Notification で通知はされますが、非公式なものとなります。

3. 特許期間調整(Patent Term Adjustment)の訂正を求める手続きについて

特許期間調整の再考申請は、USPTO に対して、特許の発行日から 2 か月以内に行わなければなりません。これは料金を納付することにより最長 5 か月延長することができます。

もし USPTO が再考申請に対して不利な判断を下したら、出願人は USPTO の決定書の郵送日から 180 日以内に、特許庁長官を相手取って連邦地方裁判所に民事訴訟を提訴することができます。

米国で 2013 年 1 月 14 日以降に発行された PCT 国内移行による特許について、手続補正指令(Notification of Missing Requirements)受領後、その要件の充足までに時間を要したケー

スについて特許期間延長を希望される場合は、延長費用を抑えるため、なるべく早めに特許期間調整の訂正を求める手続きを行うことをお勧め致します。
